

平成 25 年 第 10 回 農業委員会総会

日 時 平成 25 年 10 月 24 日 (木) 午後 2 時

場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1 番	伊保智栄美	2 番	宮里良淳
3 番	上原英正	4 番	大城正幸	5 番	山城 学	6 番	具志堅繁光
7 番	稲福ツヤ子	8 番	大城茂治	9 番	上原和雄	10 番	大城仁輝
11 番	亀甲康栄	12 番	金城哲男	13 番	賀数 宏	14 番	伊敷幸栄
15 番	金城 勲	16 番	仲西栄二			18 番	新垣芳隆
19 番	大城竹信	20 番	国吉真昭				

【欠席委員】

17 番 玉城盛雄

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 新垣康德 国吉孝

【議事録署名人】

7 番 稲福ツヤ子 8 番 大城茂治

【議事日程】

日程第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 49 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 25 年度 第 10 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、17 番玉城盛雄委員から欠席の届け出がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。まず台風 27、28 日号が大東島に行き、大東島は暴風域入っているようです。沖縄本島には、ほとんど影響がなく、雨が降って、大変良かったと思っています。しかし今年は、台風の発生が例年より多く、夏は干ばつもありましたけど、後半はいくらか雨にも恵まれ、どうにか農作物の回復が見られるのかと思っております。それから、10 月 2 日に南部地区競進会があり、私も参加しました。結果として糸満市が上位に入ったことをみなさんにご報告致します。10 月 21 日には、県で第 7 回県常任会議がありました。第 4 条案件で 2 件承認され、第 5 条案件では 4 件が承認されたことをご報告致します。本日の議事録署名人は 7 番稲福ツヤ子委員、8 番大城茂治委員です。次回調査員は 10 番大城仁輝委員と 11 番亀甲康榮委員と 12 番金城哲男委員です。よろしくお願いします。 【議題の宣言】 本日の議題は、 日程 第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 19 件 日程 第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 7 件 日程 第 3 議案第 49 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件 日程 第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 10 筆 となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 19 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。2 ページをお開きください。農地法第 3 条に係る許可申請です。1 番の説明に入る前に、関係者に委員がいらっしゃいますので、退席をお願いします。 それでは説明させていただきます。1 番は新垣の 1 筆で、10 年間の賃貸借権の設定です。以上です。
会長	それでは、1 番について委員の皆さんのご意見ご質問よろしくお願いします。

	異議なしという声が聞こえておりますが、議案第 47 号の 1 番について議案どおり決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。退席された委員の方には席に戻っていただき、事務局から引き続き、議案 47 号の説明をお願いします。
事務局	引き続き説明致します。2 番は与座の 2 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。3 番から 5 番は関連で、譲受人が同一です。3 番は米須の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。4 番は 3 番と同じく、米須の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。5 番は米須の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。6 番は豊原の 2 筆で、贈与による所有権移転です。7 番は阿波根の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。8 番から 10 番は関連で、譲受人が同一です。8 番は福地の 4 筆で、売買による所有権の移転です。9 番は真壁の 1 筆で、売買による所有権移転です。10 番は真壁の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。11 番は座波の 1 筆で、売買による所有権移転です。12 番は賀数の 1 筆で、贈与による所有権移転です。13 番から 15 番は関連で、譲受人が同一です。13 番は伊原の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。14 番は伊原の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。15 番は伊原の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。16 番、17 番は関連で、譲受人が同一です。16 番は米須の 1 筆で、売買による所有権移転です。また 8 月申出によるあっせんの成立です。17 番も 16 番と同じく、米須の 1 筆で、売買による所有権移転です。また 8 月申し出によるあっせん成立です。18 番は大度の 4 筆で、売買による所有権移転です。19 番は伊原の 1 筆で、売買による所有権移転です。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい。3 番です。贈与の場合も下限面積は 4000 m²ですか。
事務局	はい。3 条の権利移転の場合でも、下限面積は同じになります。
委員	はい。わかりました。

会長	他にありませんか。それでは、議案第 47 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に「議案第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、7 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。1 番は武富の 1 筆で、第 2 種農地です。用途は、一般住宅への転用で、贈与による所有権移転です。2 番は大里の 1 筆で、第 2 種農地です。用途は、一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。3 番は座波の 2 筆で、区分は第 2 種農地です。用途は一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。4 番は座波の 2 筆で、区分は第 2 種農地です。用途は一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。5 番は潮平の 1 筆で、区分は第 2 種農地です。用途は一般住宅への転用で、使用貸借権の設定です。6 番は阿波根の 1 筆で、区分は第 2 種農地です。用途は一般住宅への転用で、贈与による所有権移転です。7 番は伊原の 1 筆で、区分は第 2 種農地です。用途は一般住宅で、売買による所有権移転です。以上です。
会長	ただいまの説明に関連し、調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
委員	はい。今回は、7 番の稲福ツヤ子委員、8 番の大城茂治委員、9 番の上原和雄委員で調査して参りました。1 番について、10 ページをご覧ください。豊見城団地の近くに位置し、周辺に建物があり、転用しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。2 番について 12 ページをご覧ください。大里の県道 7 号線沿いにあります。個人住宅を建設しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。3 番と 4 番について 14、16 ページをご覧ください。譲渡人が同一で、元は同じ 1 筆を分筆した土地です。周辺は住宅地で転用しても問題ないと意見は一致しました。5 番について 18 ページをご覧ください。潮平の 1 筆で、こちらも周辺は住宅地で、転用しても問題ないと意見は一致しました。6 番について 20 ページをご覧ください。阿波根の 1 筆で、白地です。緩和区域といくことで、住宅が建ち並んでおり、転用しても問題ないと意見は一致しました。7 番について 22 ページをご覧ください。伊原の 1 筆で、331 号線沿いの近くに位置し、緩和区域ということで転用しても問題ないと意見は一致しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。 ご意見等ないようなので、議案第 48 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。それでは、日程第 3 議案第 49 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 23 ページをお開きください。議案第 49 号は農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい。24 ページの 3 番ですが、5 筆まとめて、売買しないといけないのか。
事務局	必ず全部まとめというわけではなく、個別に売買可能です。
委員	はい。わかりました。
会長	他にありませんか。議案 49 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 50 号「農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について」10 筆を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	はい。それでは 30 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定についてです。25-73 から説明致します。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願い致します。 ご意見等ないようなので、議案第 46 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございます。 以上をもちまして、本日の議案は終了いたします。 ご協力ありがとうございます。 議事録署名人 7 番 稲福ツヤ子 8 番 大城茂治